

平成一〇年 十一月二四日	平成一〇年 十一月二四日	平成一〇年 十一月二四日
-----------------	-----------------	-----------------

平成七年(初)第 号

判決

千葉県

上告人

右訴訟代理人弁護士

東京都

被上告人

医療法人社団

右代表者理事長

右当事者間の東京高等裁判所平成六年(初)第 号

号会員持分払戻請求事件につ

いて、同裁判所が平成七年六月一四日に言い渡した判決に対し、上告人から上告が

あった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人、同の上告理由について

原審の適法に確定した事実関係の下においては、被上告人の設立後約一年を経  
て被上告人に多額の資産が形成された後に上告人が被上告人に入会したことを考慮  
した上で出資持分の払戻しとして上告人が被上告人から支払を受けるべき額を算定  
した原審の判断は、原判決の説示に照らし、正当として是認することができる。原  
判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

平成10年裁判例 (最高裁 平成10年11月24日)

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	元
裁判官	園
裁判官	千
裁判官	尾
裁判官	金
	谷
	利
	廣
	原
	部
	逸
	夫
	文
	利
	種
	秀
	夫
	信
	行
	崎
	信